

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 21 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

### 麻痺性貝毒に係る監視指導について

麻痺性貝毒を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 6 日付け食安発 0306 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、御対応いただいているところです。

本年も各地で貝毒による二枚貝等の出荷の自主規制が報告されていることから、別添のとおり農林水産省から各都道府県水産部局宛てに貝毒に係る監視の強化及び漁業関係者への指導の徹底が要請されました。

つきましては、引き続き水産部局と連携し御対応をお願いします。

事務連絡  
令和2年4月21日

各都道府県水産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課水産安全室長

### 貝毒に関する監視及び指導について

二枚貝等の貝毒については、「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）等により、関係者に対する適切な指導をお願いしているところです。

貝毒の特性として、例年では発生しなかった海域でも二枚貝が毒化する可能性があり、海域の状況によっては貝毒の原因となるプランクトンの急激な繁殖による貝毒量の上昇が懸念されます。

本年も昨年に引き続き、各地で貝毒による二枚貝等の出荷の自主規制が報告されています。貴管下の生産海域における貝毒に関する漁場監視にあたっては、周辺水域での貝毒原因プランクトンや貝毒の発生状況等を考慮し、必要に応じて貝毒検査の頻度を上げる、貝毒監視対象種を追加する等、監視の強化を図っていただくとともに、漁業関係者への指導の徹底をお願いいたします。

また、貝毒の発生についてインターネット等を活用した広報活動により関係者への注意喚起を行っていただいているところですが、衛生部局とも連携し、一般の方への周知をお願いいたします。